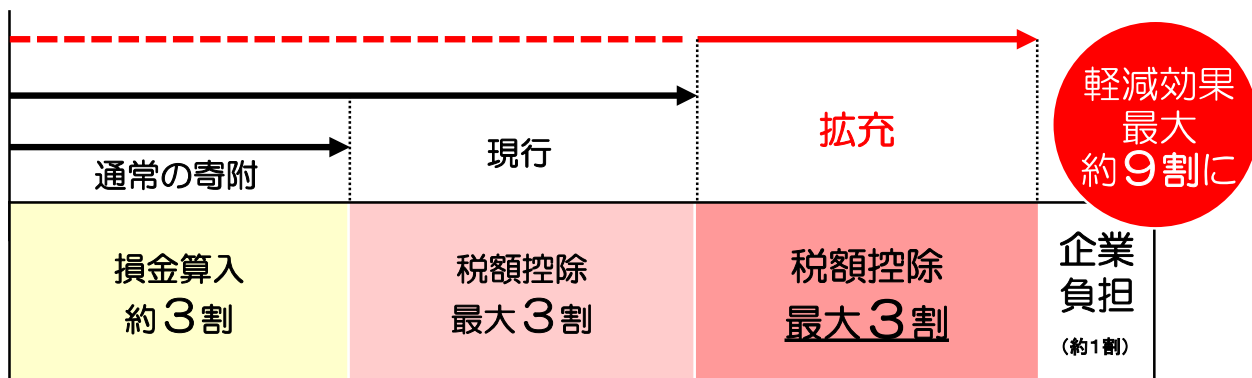


企業版ふるさと納税の大幅な見直し（令和2年度～）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



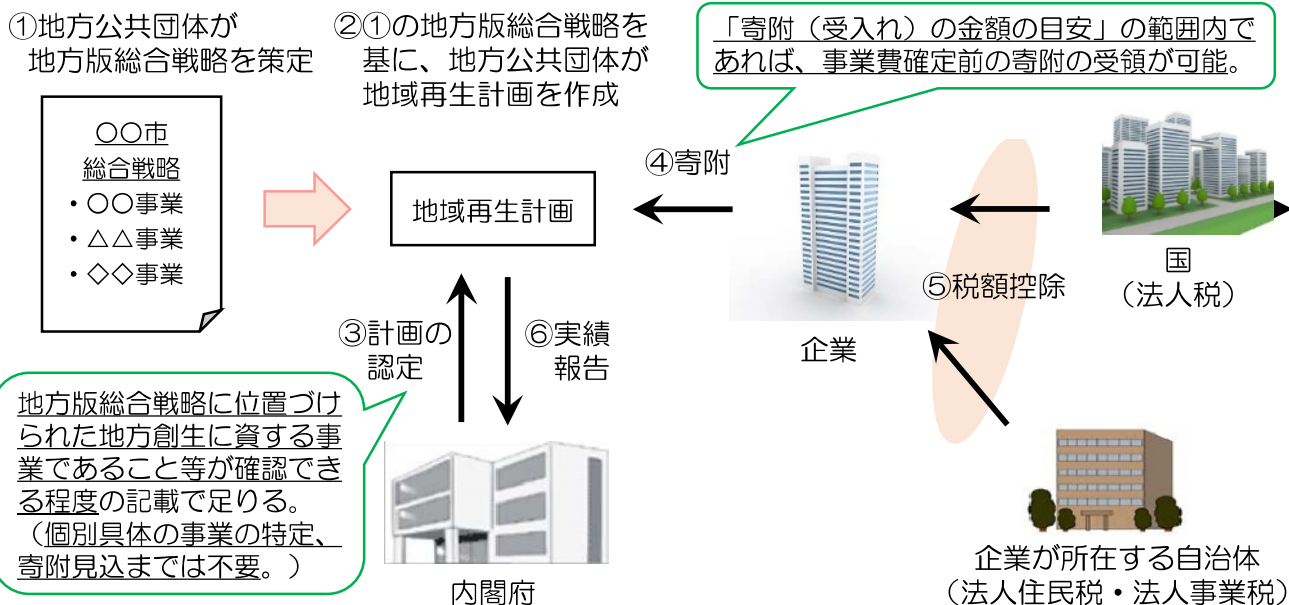
(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減
※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

制度活用に あたっての 留意事項

(従来どおり)

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
 - 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
 - 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
 - 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村*
- ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

制度活用の流れ



令和2年度税制改正のポイント

適用期限の延長

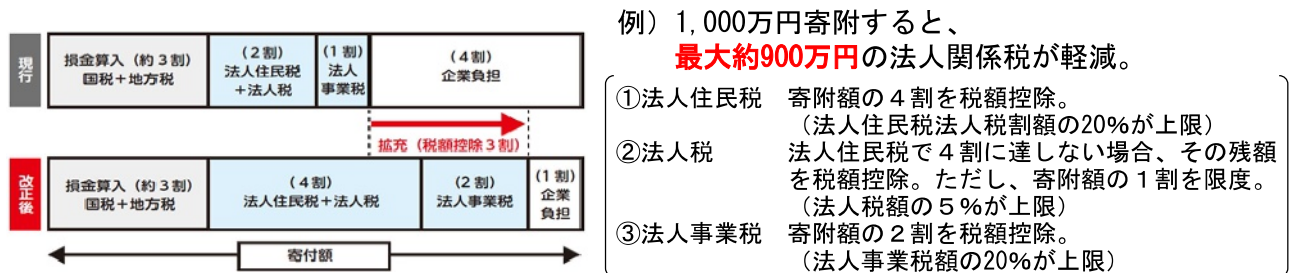
税額控除の特例措置の適用期限が5年間（令和6年度まで）延長されます。

ポイント 継続的な寄附がしやすくなります！

税額控除割合の引上げ

税の軽減効果が、寄附額の最大約9割（現行最大約6割）となります。

ポイント 企業負担がさらに軽減されます！



※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用。

認定手続の簡素化

地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能になります（変更も基本的に不要）。

ポイント 地方公共団体の申請に係る負担が大幅に軽減されます！

併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大します。

ポイント 寄附可能な事業が拡大し、企業の選択肢が広がります！

寄附時期の制限の大幅な緩和

地域再生計画の認定後、「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能になります。

ポイント 企業の寄附したいタイミングでの寄附が可能になります！

